## 国際私法学会理事及び監事選任手続規程

2017 年 6 月 3 日総会決定 2023 年 6 月 10 日総会決定

### 第1条:目的

この規則は、国際私法学会定款第 21 条第 1 項に従って国際私法学会総会が行う理事及び 監事選任の手続等について必要な事項を定めることを目的とする。

#### 第 2 条:意見聴取の順序

- 1. 総会は、理事会に対し、第3条及び第4条に定める手順により意見聴取を行った上で、次期の理事及び監事の候補者案を提示することを要請する。
- 2. 前項の要請は、総会において別段の決議をしない限り、在任中の理事及び監事の任期が残り1年間程度となった段階で、当然にされたものとみなす。

### 第3条:任期を満了する理事及び監事に対するアンケート

- 1. 理事長は、任期を満了する理事及び監事に対して、その任期満了の約半年前に、次期の理事及び監事としての適任者 23 名以内について意見を求めるアンケートを実施し、理事及び監事はこれに対して無記名で回答するものとする。
- 2. 前項のアンケートは、便宜、任期を満了する理事及び監事であって次期の理事及び監事としても適格のある者を候補者として生年月日とともに列記するとともに、これとは別の候補者名の記載もできるような様式で行うことができる。
- 3. 24名以上の氏名を記載した回答は無効とする。このことはアンケートの用紙に明記しなければならない。
- 4. 理事長は、理事及び監事からの意見の回収に際して、発信元が秘匿されるように十分に配慮しなければならない。
- 5. 理事長が第 1 項に定めるアンケート回答の開票作業を行う際には、少なくとも、監事のいずれか 1 名又は監事が指名する会員 1 名が立ち会うものとする。

## 第 4 条:会員に対するアンケート

- 1. 理事長は、次期の理事及び監事を選任する総会の 2 か月前までに、会員に対して、前条に従って回収された次期の理事及び監事の候補者名をその得票順に並べたリストを作成してこれを提示しつつ、次期の理事候補者 20 名以内と監事候補者 3 名以内を特定し、これらの候補者について意見を求めるアンケートを電子メール等適切な方法を用いて実施する。
- 2. 前項のアンケートは、個人名に関する情報漏洩に注意して実施するものとする。
- 3. 前項に定める通知に対する会員からの意見表明は、本会の事務局宛の郵便により行うものとし、その発信元の秘匿は会員の側で行うものとする。
- 4. 同一の会員による重複したアンケート回答を防止するため、理事長は会員からのアンケート回答の方法について条件を課すことができる。
- 5. 理事長が会員からのアンケート回答の開票作業を行う際には、少なくとも、監事のいずれか 1 名又は監事が指名する会員 1 名が立ち会うものとする。

# 第 5 条:理事会における次期理事及び監事の候補者案の作成及び総会への提示

1. 理事長は、前条に従って回収された次期の理事及び監事の候補者に関する会員からのアンケート回答の結果を理事会に報告するとともに、総会に参考案として提示する次期の理事及び監事の

候補者リスト案(理事候補者と監事候補者とは区別するものとする。)を提案し、理事会においてリストを確定するものとする。

2. 理事長は、前項により確定された次期の理事及び監事の候補者リストを総会に参考案として提示し、次期の理事及び監事の最終決定を総会の議決に委ねるものとする。

# 第 6 条:理事又は監事の欠員を補充する理事又は監事の選任

理事又は監事がその任期中に欠け、定款第 20 条第 1 項の要件を欠くことになった場合又は理事会が補充が必要であると決定した場合におけるその補充に係る理事又は監事の選任については、その性質に反しない限り、第 2 条から前条までの規定を準用する。

## 附則

1. この規則は、2017年6月4日から施行する。

# 2023 年改正附則

1. この規則は、2023年6月10日から施行する。